

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
翌日と
翌日と
翌日と)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(二件)
青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業の認可申請の適否の決定
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
土地改良法による換地処分(二件)

◇ 公 告

危険物取扱者保安講習の実施

告 示

鳥取県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による八重原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十年四月三十日現在の地番による。)

大字八重原字堂
ノ前

大字八重原字堂ノ前の全域
大字八重原字天ヶ谷四七三の二、四七四及びこれらと一体をなす国有地並びに四七五と一体をなす国有地
大字八重原字小谷四九六の一及びこれと一体をなす国有地
大字八重原字神佛田五六〇、五六一と一体をなす国有地の一部

大字八重原字天
ヶ谷

大字八重原字天ヶ谷のうち四七三の二、四七四及びこれらと一体をなす国有地並びに四七五と一体をなす国有地以外の区域

大字八重原字小
谷

大字八重原字小谷のうち四九六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字八重原字神
佛田

大字八重原字神佛田のうち五六〇、五六一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字八重原字南
多田

大字八重原字南多田のうち六四〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四一の二から六四一の四までと一

大字八重原字赤坂	<p>体をなす国有地の一部以外の区域 大字八重原字赤坂六六〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六六〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字南多田六四〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四一の二から六四一の四までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字赤坂のうち六六〇の二の一部、六六四の一部、六六五及びこれらと一体をなす国有地並びに六六〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字八重原字大岩六八八の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字八重原字大岩	<p>大字八重原字赤坂六六四の一部、六六五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八重原字大岩のうち六八八の二の一部、六九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八重原字菖蒲峠七〇五と一体をなす国有地の一部</p>
大字八重原字菖蒲峠	<p>大字八重原字大岩六九二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字八重原字菖蒲峠のうち七〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字八重原字夫婦岩七二四の一部、七二五の一部、七二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八重原字夫婦岩	<p>大字八重原字夫婦岩のうち七二四の一部、七二五の一部、七二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字八重原字一ノ谷川	<p>大字八重原字一ノ谷川のうち五七九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八重原字片手	<p>大字八重原字片手のうち五八四、五八五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八重原字中瀬	<p>大字八重原字中瀬のうち七六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八重原字行附七八六の七五、八〇三の一、八〇三の五、八〇四の一、八〇四の三から八〇四の五までの一部、八〇五から八一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字藪ノ下八一二の二の一部、八一二の二の一部、八一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八重原字石休八三六、八三九の一、八四〇の一、八四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字熊谷口八四四の一から八四四の七までの一部、八四六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八重原字藪ノ下	<p>大字八重原字一ノ谷川五七九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字片手五八四、五八五の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八重原字中瀬七六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字八重原字藪ノ下のうち八一二の二の一部、八一二の二の一部、八一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八重原字行附	<p>大字八重原字行附のうち七八六の七五、八〇三の一、八〇三の五、八〇四の一、八〇四の三から八〇四の五までの一部、八〇五から八一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八一二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八重原字石休	<p>大字八重原字石休のうち八三六、八三九の一、八四〇の一、八四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八重原字熊谷口	<p>大字八重原字熊谷口のうち八四四の一、八四四の二の一部、八四四の三、八四四の四の一部、八四四の五の一部、八四四の六、八四四の七の一部、八四五の一、八四六の一、八四六の四、八四六の五、八四六の一五の一部、八四七の一</p>

大字八重原字榎峠	及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八重原字石休八四〇の一、八四三の二と一体をなす国有地の一部 大字八重原字熊谷口八四四の一の一部、八四四の三の一部、八四四の六の一部、八四五の一、八四六の一、八四六の四、八四六の五の一部、八四六の一五の一部、八四七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字八重原字榎峠の全域
大字八重原字小豆田	大字八重原字小豆田のうち九〇二の七、九〇四、九〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八重原字三反田	大字八重原字小豆田九〇二の七、九〇四、九〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八重原字三反田のうち九一九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八重原字神武峠九二二と一体をなす国有地の一部 大字八重原字マン田九五九と一体をなす国有地の一部
大字八重原字神武峠	大字八重原字三反田九一九と一体をなす国有地の一部 大字八重原字神武峠のうち九二二の一部、九二三の一部、九二九の九から九二九の一までの一部、九二九の二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八重原字シモン嶽口九三〇の一部及びこれと一体をなす国有地
大字八重原字シモン嶽口	大字八重原字神武峠九二二の一部、九二三の一部、九二九の一〇の一部、九二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八重原字シモン嶽口のうち九三〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字八重原字神武九三六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

大字八重原字神武	大字八重原字神武峠九二九の九の一部、九二九の一〇の一部 大字八重原字神武のうち九三六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八重原字マン田	大字八重原字三反田九一九と一体をなす国有地の一部 大字八重原字神武峠九二九の二〇の一部 大字八重原字マン田のうち九五九と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による俣野（西ケ市）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）
大字俣野字トロ	大字俣野字トロのうち三五二三の二の一部、三五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五二三の二、

	三五二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字俣野字西ヶ市上ミ三五三五の1の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三五三六の1、三五三八と一体をなす国有地の一部
大字俣野字西ヶ市上ミ	大字俣野字トロヲ三五二三の1の一部、三五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五二三の1、三五二四と一体をなす国有地の一部 大字俣野字西ヶ市上ミのうち三五三五の1の一部、三五四五の1の一部、三五四六、三五四七及びこれらと一体をなす国有地並びに三五三六の1、三五三八と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字俣野字西員市下モ	大字俣野字西ヶ市上ミ三五四五の1の一部、三五四六、三五四七及びこれらと一体をなす国有地 大字俣野字西員市下モの全域

鳥取県告示第三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種別	図 書		発行番号等	類 別
		題 号	表示された発行所名		
2134	雑誌その他 の刊行物	イザナラックヌGOKALN!私 の中に液を出して	EV-1 -F	フリム出版	
2135	"	厄漫折騰 妖術師 俗 悪徳妖術師	FK-J	フリム出版	
2136	"	桜殺スス◎集成	FK-C	フリム出版	
2137	"	或は野郎 迷い込んだフアンタムゾーン	FL-A	フリム出版	
2138	"	ニユーCream—発快感!! ハメ殺して!!	NC-F	キャロル出版	
2139	"	セクシーボトム 女ってなんだ!!見せちゃうから	SB-F	クライムスラープ ロ	
2140	"	エロス・アップの怖い程夢中 性器が気持ちいい	EP-F	クライムスラープ ロ	
2141	"	エロスファンクス 夜は華麗に!!	EF-F	クライムスラープ ロ	
2142	"	愛欲肉交 操 業しきり	FK-H	Do企画	
2143	"	愛咬 加奈子	FK-N	Do企画	
2144	"	暴行凌辱 ときめき秋色	FL-B	Do企画	
2145	"	淫らな夜 いけない夜初めてよ	FL-D	Do企画	
2146	"	Hihcel	HF-F	Do企画	
2147	"	裸撫フイーンパー 屋間の主婦の性をあばく	LF-F	Do企画	
2148	"	妖精天国創刊 8号	YT-F	Do企画	

2149	〃	スクリーン90センチ 3人娘!! VD少女豊乳射撃	SK-2 F	童里夢社
2150	〃	少女白書 アダルトマガジン特集 噴射通信	SH-2 F	童里夢社
2151	〃	SCAT 激情性器	ST-1 F	童里夢社
2152	〃	スタック7月号	雑誌 15429-7	株式会社 出版
2153	〃	ザ・キャンゾク 9月号	雑誌 04183-9	株式会社 出版
2154	〃	MONDAI GRAPHITY 1月号	雑誌 18771-1	松文館
2155	〃	月刊スーパージャック 9月号	雑誌 15469-9	株式会社 新和出版社
2156	〃	アッパル通信 1月号	雑誌 01559-1	三和出版株式会 社
2157	〃	月刊ボダイブレス 1月号	雑誌 18117-1	白夜書房
2158	〃	オレンジ通信 1月号	雑誌 02189-1	株式会社東京三 世社
2159	〃	激画ジャック 1月号	雑誌 03621-1	株式会社大洋書 房
2160	〃	新妻の微笑	雑誌 03622-1	株式会社大洋書 房
2161	〃	漫画タイムル 1月号	雑誌 01453-1	辰巳出版
2162	〃	漫画ラヂアタック 1月号	雑誌 08657-1	辰巳出版
2163	〃	漫画コゾラ 1月号	雑誌 08651-1	徳空舎出版社
2164	〃	漫画ラヂアター 1月号	雑誌 18655-1	徳空舎出版社

2165	〃	漫画ユーロピア 1月号	雑誌 08937-1	徳空舎出版社
2166	〃	スーパーコミック 1月号	雑誌 15497-1	株式会社淡路書 房
2167	〃	スコラ第88号	雑誌 21112 -12/12	株式会社スコラ 株式会社講談社

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に
 基づき、郡家土地改良区の定款の変更を昭和六十年十二月二十五日認可し
 たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五号

江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業員田（下）地区
 区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土
 地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい
 て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す
 る。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

江府町が行う土地改良事業に係る御机地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年一月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業に係る八重原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る俣野（西ケ市）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

消防法(昭和28年法律第186号)第13条の28の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和61年1月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和61年2月19日(水) 午前10時から午後4時まで
倉吉市東嶽城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
- (2) 昭和61年2月20日(木) 午前10時から午後4時まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 昭和61年2月25日(火) 午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (4) 昭和61年2月27日(木) 午前10時から午後4時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間
昭和61年1月20日(月)から同年2月1日(土)まで(郵送による場合は、昭和61年2月1日(土)までの消印のあるものに限る。)
- (2) 提出書類
危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 2,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。